

藤沢・新沼小学校 統合推進委員会だより

令和4年11月25日 第4号

発行：藤沢・新沼小学校統合
推進委員会事務局
(一関市役所藤沢支所
地域振興課内)
電話 63-5302 FAX 63-5133

スクールバス運行ルートと乗降場所を承認

11月15日(火)藤沢市民センターを会場に、第4回藤沢・新沼小学校統合推進委員会を開催しました。会議には委員など32人が出席し、スクールバスの運行ルート、乗降場所及び乗車対象児童の特例について協議し、提案のとおり承認されました。

スクールバスの運行ルート及び乗降場所の提案内容は、5月24日に開催した前回の委員会において、「保護者の意見を聴いて反映すべき」との意見が出されたことから、6月30日と10月11日の2回にわたり新沼小学校区の保護者を対象に説明会を開催し、そこで出された意見を踏まえて修正した内容となっています。

各専門部会からは、学校経営部会から、合同宿泊学習や校内活動での交流状況について、PTA等活動部会から、統合後のPTA規約の考え方と今後検討していく事項について、通学対策部会から、関係機関に対して通学危険箇所の改善要望を行ったことなどが報告されました。

今回の委員会で決定、承認された事項は、次のとおりです。



決定・承認事項

(1)スクールバスの運行ルート及び乗降場所について

・運行ルート及び乗降場所は次のとおりとする。裏面参照。

○砂子田・徳田ルート 乗降場所6カ所

○増沢・新沼ルート 乗降場所4カ所

(2)乗車対象児童について

・乗車対象となる児童は、児童の所在地から藤沢小学校までの片道の通学距離3km以上を乗車対象とするが、歩道がなく通学に関し危険箇所として歩道の整備を要望している国道456号を歩いて通学しなければならない児童については、歩道が設置されるまでの間、最寄りの乗降場所から乗車可能とする。

○新沼小学校区スクールバス運行ルート

